

## 令和6年度障害者虐待の状況について

### 1 要旨・目的

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。以下「法」という。）に基づき、県内全市町や広島労働局からの回答を基に、県内における令和6年度の状況を取りまとめた。

### 2 現状・背景

調査の結果、前年と比べ、養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待及び使用者による障害者虐待の認定件数はいずれも減少した。

### 3 概要

#### (1) 対象期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

#### (2) 調査結果

##### ア 養護者による障害者虐待

調査対象	県内全市町	
通報件数	131件 (前年度144件)	
認定件数	44件 (前年度48件)	
概要	通報者 (重複あり)	警察(41件)、相談支援専門員・障害者福祉施設従事者等(36件) 、本人(28件)、医療機関関係者(7件)、当該市町職員(6件) 、家族・親族(3件)、その他(近隣住民、匿名等 11人)
	虐待の種別 (重複あり)	身体的虐待(29件)、心理的虐待(13件)、経済的虐待(7件) 、放棄・放置(2件)、性的虐待(0件)
	虐待者 (重複あり)	父(15人)、母(12人)、兄弟姉妹(8人)、夫(7人)、その他(息子等 6人)
	被虐待者の障害種別 (重複あり)	精神障害(23人)、知的障害(16人)、身体障害(7人)、発達障害(5人) 、その他(1人)
対応	<ul style="list-style-type: none"><li>虐待者と被虐待者が同居しているケースのうち、虐待者から分離した事例(10件)、分離していない事例(29件)であった。</li><li>被虐待者から分離した事例の対応は、契約による障害福祉サービス利用が(7件)、やむを得ない事由等による措置が(1件)、医療機関への一時入院が(1件)、その他が(1件)となっている</li><li>虐待者から分離していない事例では、養護者への助言・指導(18件)、障害福祉サービス利用計画の見直し(6件)、新たに障害福祉サービスを利用(4件)、が主な対応となっている。</li></ul>	

#### イ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

調査対象	県内全市町	
通報件数	75件	(前年度105件)
認定件数	12件	(前年度20件)
概 要	通報者 (重複あり)	本人（14件）、当該施設・事業所管理者・責任者（14件）、当該施設・事業所職員（12件）、相談支援専門員・他の障害者福祉施設従事者等（8件）、家族・親族（6件）、など
	事業所の種別	共同生活援助（7件）、短期入所（2件）、就労継続支援B型（1件）、放課後等デイサービス（1件）、療養介護（1件）
	虐待の種別 (重複あり)	身体的虐待（8人）、心理的虐待（6人）、性的虐待（2人）、放棄・放置（1件）、経済的虐待（0件）
	支援の状況	支援内容の追加や見直しを行った（6件）など
対 応	虐待の通報があった場合には、原則として被虐待者に支給決定を行っている市町による虐待事実の確認・指導を行うが、市町から県に対して協力依頼等があれば、連携した調査等を行い、障害者福祉施設等への指導等を行っている。	

#### ウ 使用者による障害者虐待

調査対象	広島労働局	
通報件数	43件	(前年度37件)
認定件数	10件	(前年度15件)
概 要	虐待の種別	身体的虐待1件、経済的虐待9件
	事業所の規模	5人未満（3件）、5人～29人（3件）、30～99人（1件）など
	事業所の種別	医療・福祉（2件）、卸売業、小売業（2件）など
対 応	指導権限を有する広島労働局で聞き取り調査等を行い、指導等を行っている。	

#### (3) 今後の対応

市町や市町障害者虐待防止センター、県障害者権利擁護センター及び労働局等の関係機関と連携し、次の取組を推進する。

- ア パンフレット等により、県民・市町・事業所等に法の趣旨や障害者虐待について普及啓発を行い、通報義務等の定着を促進する。
- イ 相談窓口等について県民に広報し、虐待発生の防止と虐待発見時の速やかな通報の確保を図る。
- ウ 市町や市町障害者虐待防止センターに対する集合研修、障害者福祉施設職員を対象としたオンライン研修、集合研修を実施する。
- エ 障害者福祉施設等における虐待防止に向けた取り組みを、集団指導等を通して徹底する。
- オ 県障害者権利擁護センター、市町や市町障害者虐待防止センター間で意見交換等を行い、関係機関との連携の強化、困難ケースへの対応方法や共有等を図る。
- カ 広島県虐待防止ネットワーク推進会議を開催し、関係機関、当事者団体等と障害者虐待の防止に関する方策を検討する。

#### 4 その他（関連情報） 障害者虐待の防止について（広島県ホームページ）

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/syougaisyahagyakutaiboushi.html>

# 1 養護者による障害者虐待

別紙資料

(1) 通報件数

	R2	R3	R4	R5	R6
	109	142	112	144	131

(2) 認定件数

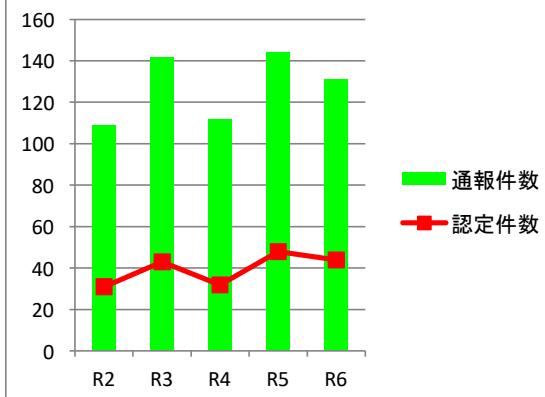
	R2	R3	R4	R5	R6
	31	43	32	48	44

(3) 虐待の種別・類型

	R2	R3	R4	R5	R6
①身体的虐待	20	31	25	32	29
②性的虐待	1	0	0	1	0
③心理的虐待	11	12	12	18	13
④放棄・放置	4	3	5	5	2
⑤経済的虐待	5	9	4	7	7

※1件の事案で複数の虐待種別がある場合がある。

通報件数及び認定件数の比較



(4) 被虐待者と虐待者の関係

	R2	R3	R4	R5	R6
①父	8	16	12	12	15
②母	5	7	7	13	12
③兄弟姉妹	10	9	7	10	8
④夫	7	5	8	8	7
⑤妻	0	2	1	2	0
⑥息子	1	2	1	0	1
⑦娘	0	0	0	0	0
⑧その他	4	4	0	9	5

※1件の事案で複数の虐待者がいる場合がある。

(5) 分離の有無

	R2	R3	R4	R5	R6
①虐待者からの分離	6	20	14	14	10
②虐待者との分離をしていない	20	13	13	26	29
③その他(もともと虐待者と別居など)	5	10	7	8	4

(6) 分離を行った事例の対応状況

	R2	R3	R4	R5	R6
①契約による障害福祉サービス利用	3	14	7	7	7
②やむを得ない事由等による措置	1	1	1	3	1
③一時保護	1	2	2	1	0
④医療機関への一時入院	1	1	2	0	1
⑤その他	0	2	2	3	1

(7) 分離を行った事例以外の対応状況

	R2	R3	R4	R5	R6
①養護者への助言・指導	17	11	19	19	18
②新たに障害福祉サービスを利用	3	2	4	6	4
③利用計画の見直し	7	9	1	3	6
④障害福祉サービス以外の別のサービスを利用	1	0	3	0	0
⑤見守り	15	14	7	28	18
⑥その他	1	0	0	0	0

※1件の事案で複数の対応を行っている場合がある。

(8) 被虐待者の性別

	R2	R3	R4	R5	R6
①男	6	14	15	18	8
②女	25	29	19	30	36

※1件の事案で複数の被虐待者がいる場合がある。

(9) 被虐待者の年齢構成

	R2	R3	R4	R5	R6
①20歳未満	1	0	1	4	3
②20～29歳	7	8	7	14	11
③30～39歳	6	11	3	5	6
④40～49歳	4	6	6	9	8
⑤50～59歳	7	13	11	8	10
⑥60～64歳	6	3	3	8	6
⑦65歳以上	0	2	3	0	0

※1件の事案で複数の被虐待者がいる場合がある。

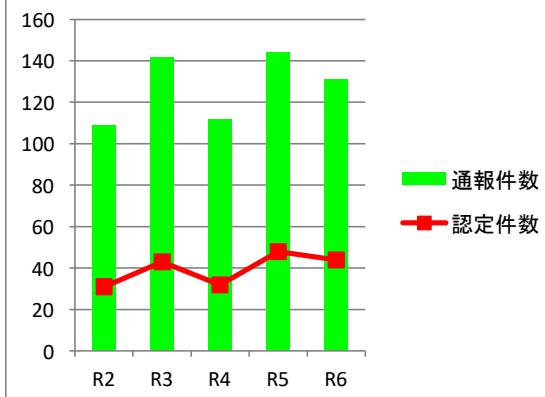
(10) 被虐待者の障害種別

	R2	R3	R4	R5	R6
①身体障害	6	12	4	10	7
②知的障害	12	17	21	24	16
③精神障害(発達障害を除く)	14	19	8	19	23
④発達障害	2	0	2	3	5
⑤その他	0	1	0	0	1

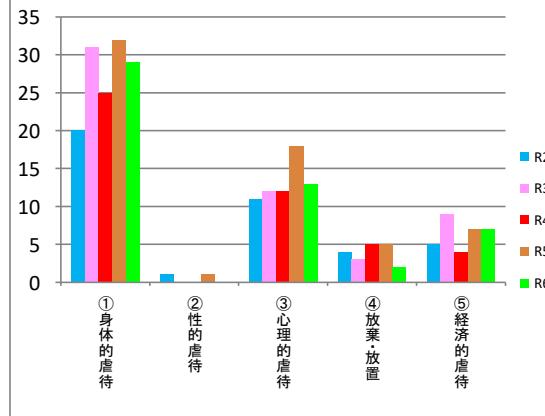
※1人の障害者が複数の障害を有している場合がある。

別紙資料

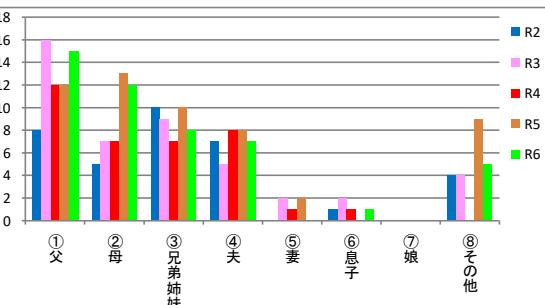
(件数)



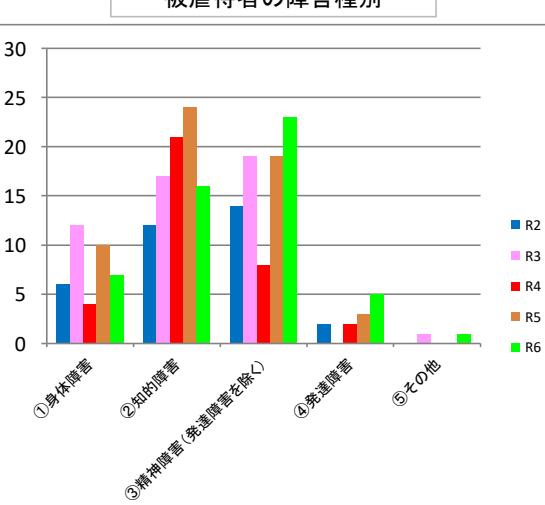
虐待の種別・類型



被虐待者と虐待者の関係



被虐待者の障害種別



## 2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

(1) 通報件数

	R2	R3	R4	R5	R6
	30	73	71	105	75

(2) 認定件数

	R2	R3	R4	R5	R6
	6	15	19	20	12

(3) 虐待を認定した事業所の種別

	R2	R3	R4	R5	R6	(件数)
①障害者支援施設	0	1	4	3	0	
②療養介護	1	2	1	1	1	
③生活介護	1	1	1	1	0	
④就労継続支援A型	1	0	0	0	0	
⑤就労継続支援B型	0	4	2	3	1	
⑥共同生活援助	0	3	2	3	7	
⑦短期入所	1	0	0	3	2	
⑧就労移行支援	0	0	0	0	0	
⑨児童発達支援	1	1	0	0	0	
⑩放課後等デイサービス	1	2	2	3	1	
⑪その他	0	1	0	3	0	

(4) 虐待の種別・類型

	R2	R3	R4	R5	R6	(件数)
①身体的虐待	4	6	18	9	8	
②性的虐待	1	4	3	6	2	
③心理的虐待	1	6	3	11	6	
④放棄・放置	0	2	2	0	1	
⑤経済的虐待	0	2	0	0	0	

※1件で複数の虐待が行われている場合がある。

(5) 虐待を行った者の職種

	R2	R3	R4	R5	R6	(人数)
①設置者・経営者	0	0	1	0	0	
②管理者	0	2	3	5	2	
③生活支援員	4	3	10	5	7	
④職業指導員	0	1	0	0	0	
⑤その他従事者	2	9	3	10	6	
⑥不明(件数)	0	0	1	0	0	

※1件の事案で複数の虐待者がいる場合がある。

(6) 被虐待者の性別

	R2	R3	R4	R5	R6	(人数)
①男	5	28	18	10	8	
②女	1	8	9	10	7	
③不明(件数)	0	0	1	0	0	

※1件の事案で複数の被虐待者がいる場合がある。

(7) 被虐待者の年齢構成

	R2	R3	R4	R5	R6	(人数)
①20歳未満	2	8	2	5	4	
②20～29歳	2	6	4	3	2	
③30～39歳	0	3	1	3	0	
④40～49歳	2	6	3	0	2	
⑤50～59歳	0	2	0	4	6	
⑥60～64歳	0	2	0	1	3	
⑦65歳以上	0	1	1	2	2	
⑧不明(件数)	0	8	11	2	0	

※1件の事案で複数の被虐待者がいる場合がある。

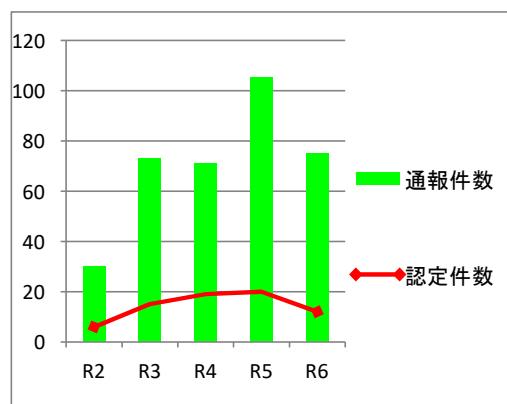
(8) 被虐待者の障害種別

	R2	R3	R4	R5	R6	(人数)
①身体障害	1	15	2	1	2	
②知的障害	6	31	16	13	11	
③精神障害(発達障害を除く)	0	1	0	5	2	
④発達障害	0	0	0	0	4	
⑤その他	0	3	0	0	0	
⑥不明(件数)	0	0	11	1	1	

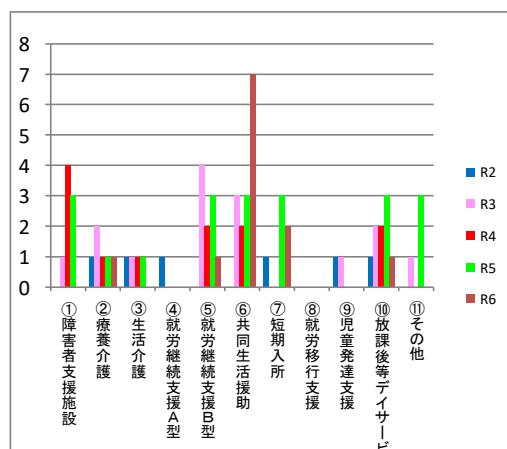
※1人が複数の障害を有している場合がある。

(発達障害を除く)

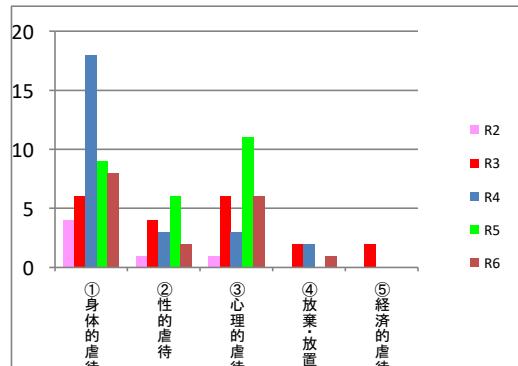
通報件数及び認定件数の比較



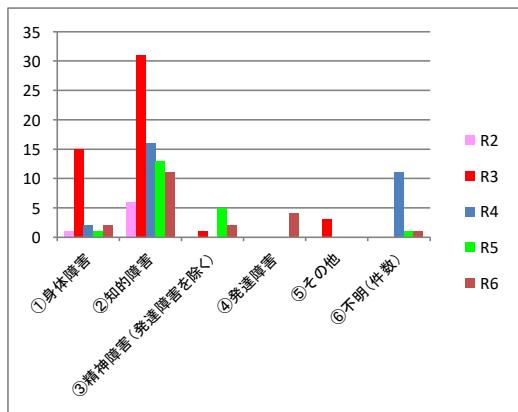
虐待を認定した事業所の種別



虐待の種別・類型



被虐待者の障害種別



### 3 使用者による虐待

(1) 通報件数

	R2	R3	R4	R5	R6
	11	24	18	37	43

(2) 認定件数

	R2	R3	R4	R5	R6
	3	1	4	15	10

(3) 虐待の種別・類型

	R2	R3	R4	R5	R6
①身体的虐待	1	0	1	1	1
②性的虐待	0	0	0	0	0
③心理的虐待	0	0	0	0	0
④放棄・放置(ネグレクト)	0	0	0	0	0
⑤経済的虐待	2	1	4	14	9

※1件で複数の虐待が行われている場合がある。

(4) 被虐待者と虐待者の関係

	R2	R3	R4	R5	R6
①事業主	2	1	3	13	9
②所属の上司	1	0	1	1	1

(5) 事業所の種別

	R2	R3	R4	R5	R6
①建設業	0	0	0	0	1
②製造業	1	0	0	3	0
③卸売業、小売業	1	0	2	3	2
④宿泊業、飲食サービス業	0	0	0	2	1
⑤生活関連サービス業・娯楽業	0	0	0	0	0
⑥医療、福祉	1	1	2	5	2
⑦サービス業(他に分類されないもの)	0	0	0	2	4

(6) 事業所の規模

	R2	R3	R4	R5	R6
①5人未満	1	0	0	3	3
②5~29人	1	0	2	7	3
③30~99人	0	1	2	2	1
④100~499人未満	0	0	0	2	0
⑤不明	1	0	0	1	3

(7) 被虐待者の性別

	R2	R3	R4	R5	R6
①男性	2	1	3	11	7
②女性	1	0	1	4	3

(8) 被虐待者の年齢構成

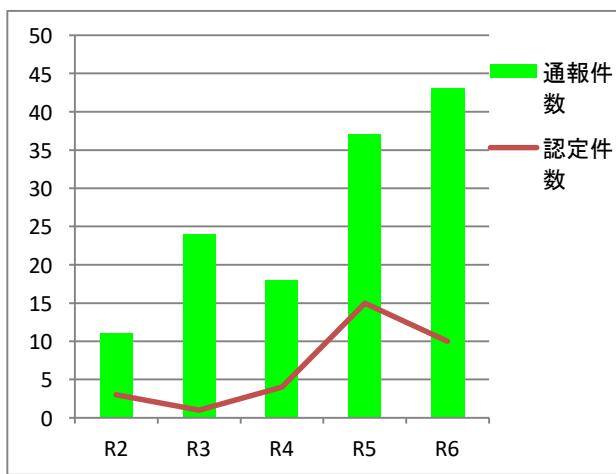
	R2	R3	R4	R5	R6
①20歳未満	1	0	0	0	0
②20~29歳	0	0	2	1	3
③30~39歳	1	0	0	3	1
④40~49歳	1	0	0	2	2
⑤50~59歳	0	0	2	3	2
⑥60~64歳	0	0	0	0	1
⑦65歳以上	0	0	0	2	0
⑧不明	0	1	0	4	1

(9) 被虐待者の障害種別

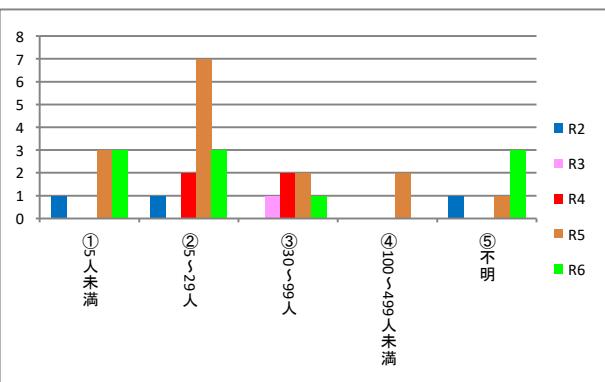
	R2	R3	R4	R5	R6
①身体障害	1	0	0	5	0
②知的障害	2	0	2	4	4
③精神障害(発達障害を除く)	0	0	1	6	6
④発達障害	0	0	1	0	0
⑤その他	0	1	0	0	0

※1人が複数の障害を有している場合がある。

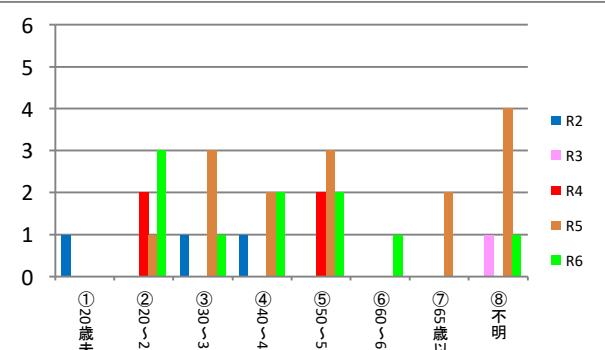
通報件数及び認定件数の比較



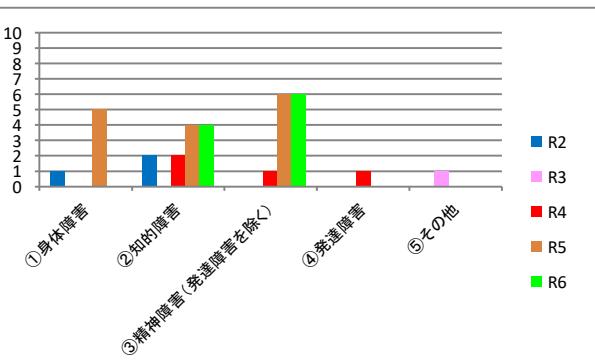
事業所の規模



被虐待者の年齢構成



被虐待者の障害種別



## (参考)

### 障害者虐待通報経路の詳細(養護者及び障害者福祉施設従事者等による障害者虐待)

#### 1 養護者による障害者虐待

(1) 通報件数 (件数)

	R2	R3	R4	R5	R6
	109	142	112	144	131

(2) 通報が行われた市町数

	R2	R3	R4	R5	R6
	16	15	16	15	17

(3) 通報者の内訳 (件数)

	R2	R3	R4	R5	R6
①本人による届出	11	20	15	18	28
②家族・親族	5	4	0	3	3
③近隣住民・知人	1	3	0	3	3
④民生委員	0	1	0	0	0
⑤医療機関関係者	4	4	0	3	7
⑥教職員	0	0	0	1	1
⑦相談支援専門員・障害者福祉施設従事者等	30	32	12	50	36
⑧虐待者自身	0	0	0	0	0
⑨警察	50	52	12	39	41
⑩当該市区町村行政職員	7	19	6	16	6
⑪介護保険法に基づく居宅サービス事業等従事者等	0	2	0	0	2
⑫その他	3	6	1	12	4
⑬成年後見人等	0	0	0	0	1

※1事案で複数の通報者がいる場合がある。

#### 2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

(1) 通報件数 (件数)

	R2	R3	R4	R5	R6
	30	73	71	105	75

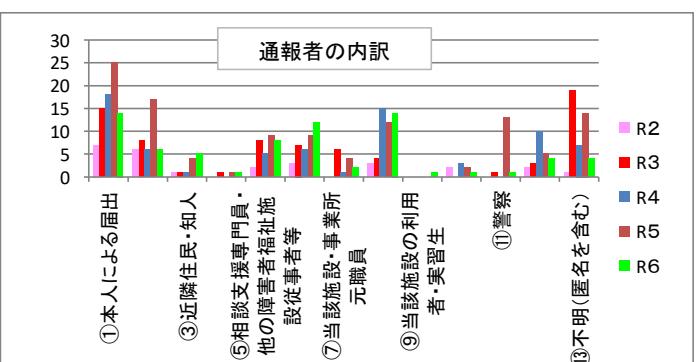
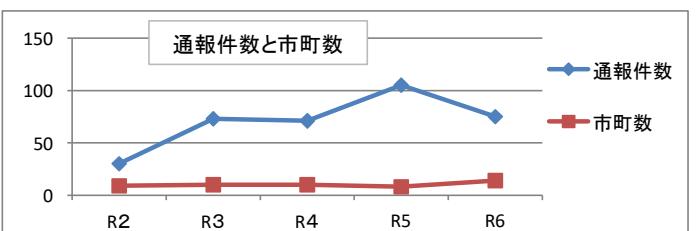
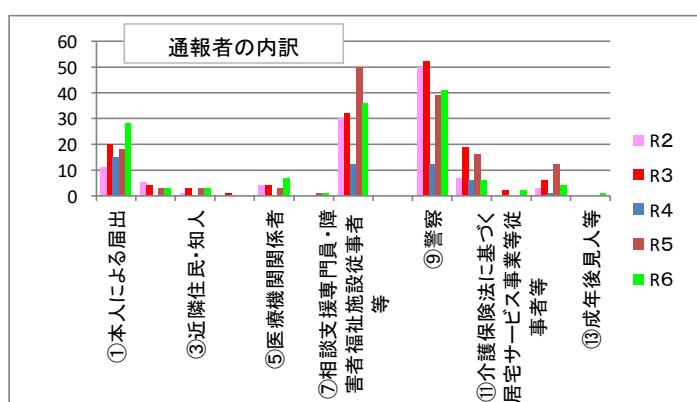
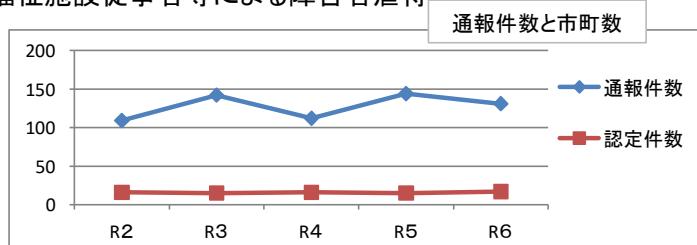
(2) 通報が行われた市町数

	R2	R3	R4	R5	R6
	9	10	10	8	14

(3) 通報者の内訳 (件数)

	R2	R3	R4	R5	R6
①本人による届出	7	15	18	25	14
②家族・親族	6	8	6	17	6
③近隣住民・知人	1	1	1	4	5
④医療機関関係者・教職員	0	1	0	1	1
⑤相談支援専門員・他の障害者福祉施設従事者等	2	8	5	9	8
⑥当該施設・事業所職員	3	7	6	9	12
⑦当該施設・事業所元職員	0	6	1	4	2
⑧当該施設・事業所設置者・管理者	3	4	15	12	14
⑨当該施設の利用者・実習生	0	0	0	0	1
⑩当該市町行政職員	2	0	3	2	1
⑪警察	0	1	0	13	1
⑫その他	2	3	10	5	4
⑬不明(匿名を含む)	1	19	7	14	4

※1件で複数の通報者がいる場合がある。



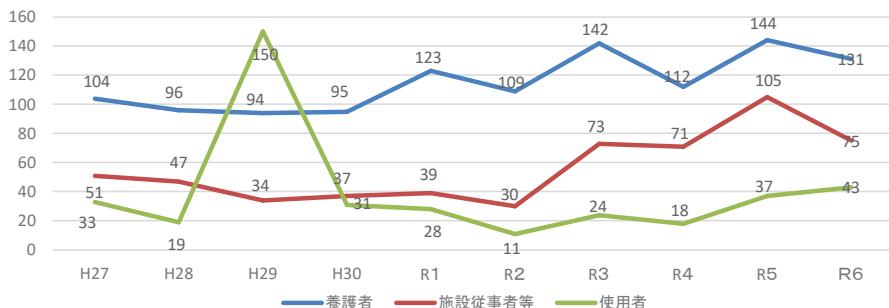
(参考)

障害者虐待通報件数と認定件数の推移について

- 1 通報件数  
 養護者による虐待  
 障害者福祉施設従業者等による障害者虐待  
 使用者による虐待

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
104	96	94	95	123	109	142	112	144	131	
51	47	34	37	39	30	73	71	105	75	
33	19	150	31	28	11	24	18	37	43	

障害者虐待通報件数



- 2 認定件数  
 養護者による虐待  
 障害者福祉施設従業者等による障害者虐待  
 使用者による虐待

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
30	21	23	26	28	31	43	32	48	44	
7	13	8	5	4	6	15	19	20	12	
17	6	115	10	7	3	1	4	15	10	

虐待認定件数

